

# 1. 最終局面を迎える日米二国間協議

- 4月28日に日米首脳会談が開催され、「日米両国は、二国間の交渉において大きな進展があったことを歓迎する」などとする「日米共同ビジョン声明」を公表。
- 翌日の安倍総理による議会演説では、TPPに取り組む意義や日米で交渉をリードしていく決意を表明。

日米ともに「二国間の距離が相当縮まった」と進展を強調。最終的な解決にむけて、事務レベル協議を継続するよう指示。

## 【「日米共同ビジョン声明」】

- 日米両国は、二国間の交渉において大きな進展があったことを歓迎。
- より広い協定の迅速かつ成功裡の妥結を達成するために、共に取り組むとのコミットメントを再確認。

4月15～17日  
日米実務者協議

19～21日  
日米閣僚協議

22～26日  
日米実務者協議

28日  
日米首脳会談

29日  
安倍総理による  
議会演説

## 【4月22日(水)自民党 合同会議における甘利TPP担当大臣の発言】

- 日米首脳会談で、TPPに関して「前進を歓迎する」という環境は少なくともできた。
- TPPが12カ国で妥結するための要素は、TPA法案の成立と日米協議の収れん。
- TPA法案が成立すれば、他国も最終カードを切る。

## 【安倍総理の議会演説】

- 日本と米国がリードし、いかなる国の恣意的な思惑にも左右されない、フェアで、ダイナミックで、持続可能な市場をつくりあげなければならない。
- TPPには、単なる経済的利益を超えた、長期的な、安全保障上の大きな意義がある。
- 日米間の交渉は、出口がすぐそこに見える。米国と、日本のリーダーシップで、TPPを一緒に成し遂げよう。

## 2. 日米協議に関する相次ぐ報道と情報開示をめぐる混乱

- 日米閣僚協議の前後で、米を中心に重要品目等に関する具体的な報道が相次ぎ、政府からの情報開示がないなか、生産現場では、大きな不安が広がっている。
- 情報開示に関し、西村内閣府副大臣は、国会議員に対してTPP条文案の開示を行うとの方針を表明したが、その後、発言を撤回。このため、国会で集中審議を実施。

### 【4月19日からの日米閣僚会合前後の主な報道】

米	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 米国は TPP の特別輸入枠として、主食用米を年間 17 万 5 千トン、加工用米を年間 4 万トン、合計 21 万 5 千トンを増やすよう要求。</li> <li>➤ 日本は最大限応じたとしても主食用として 5 万トンが限度と主張。</li> <li>➤ 交渉相手 11 カ国を対象とする 10 万トン弱の米の特別輸入枠を創設することを検討。</li> </ul>
牛肉・豚肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 牛肉・豚肉に関しては、17 日までの事務レベル協議において、以下の内容で大枠合意。              (牛肉)・ 38.5%の牛肉関税は 10 年超かけて 10%前後まで引き下げ。              ・ セーフガードの発動基準は、米国で 2003 年に BSE が発生し、輸入を停止する前の水準に近い 20 ~30 万トン規模で調整。              (豚肉)・ 1kg あたり最大 482 円の関税を 50 円前後に引き下げ。              ・ セーフガードの発動基準は、25~35 万トン規模で調整。</li> </ul>

- ※1 米国からの牛肉輸入量:20.1万トン(2003年)、18.6万トン(2013年)  
 ※2 米国からの豚肉輸入量(2013年):28.1万トン

### 【情報開示に関する動き】

#### ◀西村副大臣の発言▶

5月4日の記者会見で、「日本でもテキスト(条文案)へのアクセスを国会議員に認める方向で少し調整をしたい」旨の発言をしたが、その後、伝え方が悪かったとして発言を撤回。



#### ◀5月13日に衆議院農林水産委員会で 集中審議▶

- 西村副大臣は、発言を撤回したことについて、「TPP交渉参加国に課された制約のなかで、どのような情報提供ができるのか検討したいというのが真意」と説明。
- 与野党ともに情報開示を求める意見が出されるなか、政府は日米の制度の違いをふまえ、情報開示のあり方を引き続き検討したいとの考えを表明。

4月22日 民主党と維新の党は、TPP交渉の情報開示を求める法案を提出



引き続き国会での議論に注視が必要

# 3. TPP交渉の合意に不可欠なTPA法案

## (1) TPA法案の概要

○ TPA(大統領貿易促進権限)法案は、4月に入り、ようやく議会に提出。法案に慎重な立場の民主党に一定配慮し、主に「議会との協議」と「透明性」を強化する内容。

### 【2015年TPA法案の内容と主な特徴】

#### 《TPA法案の内容》

##### ①議会の政府に対する監視機能

議会は、交渉目標等を定め、大統領が実施する交渉は、これらの目標等に合致する必要。

##### ②大統領の議会に対する通知・協議等

議会に対する交渉開始や署名の意図等の通知や、議会との協議、情報提供等の実施。

##### ③協定実施法案の迅速な議会審議(ファストトラック)

①②に従ってとりまとめたTPP協定の実施法案については、議会の審議にかかる日数・時間を制限するとともに、協定実施法案の修正は許されず、議会は賛否の二者択一のみ行う。

#### 《2015年TPA法案の主な特徴》

「人権の促進」を新たな交渉目的に新設。その後、委員会審議で「最も重要な通商交渉の目標」に格上げ。

全ての議員と議員秘書に対して、交渉関連文書への閲覧を可能とする。

左記の①②の内容等を満たしていないと判断された場合、ファストトラックの適用を取りやめる仕組みを新設する。

### 【TPA法案審議にかかる今後の論点】

「人身売買」に関する修正内容の調整 (TPA法案)	輸入の増加により失業した労働者への支援 (貿易調整支援プログラム(TAA)延長法案)	為替操作に関する対応 (貿易円滑化及び貿易取締機能活動法案)
<p>上院財政委員会において、人身売買に関する国務省報告で、最悪国に分類している国との通商協定の審議については、ファストトラックを適用しないとする修正が可決。 下院法案にはこの条項が入っておらず、いずれかの段階で調整が必要。 ※2014年国務省報告でマレーシアが最悪国に分類</p>	<p>労働団体の支持を受けている民主党は、TAAを重要視し、TPA法案との同時審議と予算額の引き上げを主張。 上院では、TPAとTAAを一括法案として審議することに合意。</p>	<p>上院では、為替操作により過小評価された通貨に対し、相殺関税を課すことができる仕組みを導入する修正案が可決。 今後の下院における審議や両院調整が争点。</p>

## (2) T P A 法案審議の今後の見通し

- 上院では、5月14日にTPA・TAA法案の審議が開始され、18日から本格的な審議が行われる予定。23日の議会休会までに法案が可決されるかは不透明。
- 一方、下院では、大部分の民主党議員と一部の共和党議員がTPA法案に反対すると見られており、依然として可決に向けた票読みや審議日程が見通せない状況。
- 5月下旬の閣僚会合までに、TPA法案が成立しない公算が高まっている。TPA法案の成立が、TPP交渉の合意に不可欠とされるなか、今後の動向を最大限注視する必要。

### 【TPA法案の票読みに関する報道】 ※複数の報道より全中作成

上院(100議席)			下院(435議席)		
党派	賛成	反対	党派	賛成	反対
共和党(54)	48票	6票	共和党(247)	?	最大60票
民主党(44)	10~15票	31~36票	民主党(188)	15~20票	?
合計	58~63票	37~42票	合計	?	?

下院で法案の可決に必要な過半数は218票。  
仮に、共和党の反対票が60票あるとすれば、民主党からは最低でも31票の賛成票が必要。

共和党指導部やオバマ政権は、賛成票獲得にむけた働きかけを強めているが、難航している模様。

# 4. TPP交渉の動向と今後の見通し

## (1) 分野別交渉状況

- 日本政府は、TPP交渉の状況について、21分野29章のうち10章で合意に至っていると説明。
- 一方、マレーシア政府は、「更なる作業が必要」とする分野として、8分野を明示。依然として多くの論点が残されている模様。

### 【分野別の残されている主な論点】

交渉分野	内容等	交渉分野	内容等
物品市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</li> <li>○ 繊維及び繊維製品については、個別の章又は節等を設ける方向で調整中。</li> </ul> <p>&lt;主な論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センシティブな農産物の取扱い</li> </ul>	金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</li> </ul> <p>&lt;主な論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融危機等における信用秩序の維持</li> <li>・金融機関の外国資本比率の規制撤廃</li> </ul>
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</li> </ul> <p>&lt;主な論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繊維・衣料品・運動靴のヤーン・フォワード原則の例外の取扱い(米国、ベトナム、メキシコ等)</li> </ul>	投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</li> </ul> <p>&lt;主な論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISDSの取扱い</li> </ul>
知的財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</li> </ul> <p>&lt;主な論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品の特許やデータ保護</li> <li>・著作権の期間</li> <li>・地理的表示の取扱い</li> </ul>	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</li> </ul> <p>&lt;主な論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決の仕組み</li> <li>・猶予期間等の取扱い</li> </ul>
競争政策・国有企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める競争政策の規律と、国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律からなっている。</li> </ul> <p>&lt;主な論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外対象企業の選別</li> </ul>	法的・制度的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協定の実施・運用等に関するルールや、例外規定など協定全体に関わる事項等を定める。</li> </ul> <p>&lt;主な論点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の義務の例外とする各国の国内法制の取扱い</li> </ul>

※本表は、TPP政府対策本部の説明や公表資料、マレーシア国際貿易産業省公表資料等をもとにJA全中が作成。

※上記8分野は、マレーシア国際貿易産業省が「更なる作業が必要」旨公表したものを抜粋。

## (2) TPP交渉の日程

- TPA法案の動向が不透明感を増すなか、5月下旬のTPP閣僚会合の開催の行方や位置づけがどうなるかは、見通せない状況が続いている。
- TPPは、わが国の「食と暮らし・いのち」に大きな影響を及ぼす問題であり、政府は、衆参農林水産委員会の決議を必ず実現しなければならない。

日程	国際会議等
5月15～25日	首席交渉官会合（グアム）
5月22・23～31日	米国議会（下院・上院）休会
5月23～24日	APEC貿易担当大臣会合（フィリピン）
5月26～28日（報道）	TPP閣僚会合（グアム？フィリピン？）

## (参考) 衆参農林水産委員会決議（平成25年4月）

【環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議(抜粋)】(平成25年4月衆参農林水産委員会)

- 一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 二 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 三 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 四 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 五 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと。
- 六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 八 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。